

1970年大阪万博50周年記念プログラムの開催に係る 企画調整、運営及び警備等業務企画提案募集要項

1 事業の趣旨

1970年大阪万博50周年記念事業実行委員会（構成団体：大阪府、吹田市、大阪観光局。以下「実行委員会」という。）では、新型コロナウイルスとの共存を前提に社会経済活動を再開・維持していくとの考え方のもと、「1970年大阪万博50周年記念プログラム」を実施することにより、大阪府日本万国博覽会記念公園（以下「万博記念公園」という。）の魅力を発信し、次の50年をめざしていきます。また、2025年大阪・関西万博の機運醸成にもつなげていきます。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

1970年大阪万博50周年記念プログラムの開催に係る企画調整、運営及び警備等業務（以下「本件委託業務」という。）

(2) 実施日

2020年10月から2021年3月までの期間中

(3) 実施場所

万博記念公園

(4) 業務内容

詳細は、別添「1970年大阪万博50周年記念プログラムの開催に係る企画調整、運営及び警備等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務

（総合企画、調整、広報、運営管理、新型コロナウイルスの感染拡大防止等）

イ 会場設営及び搬入出に係る業務 （会場の設営撤去及び資機材、什器類等の搬入出等）

ウ 自主警備に係る業務 （会場及び周辺の警備、誘導等）

(5) 契約上限金額

40,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(6) 契約期間

契約締結日から2021年3月31日（水）まで

(7) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成される選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案者」という。）と契約条件を協議のうえ契約を締結します。

3 企画提案概要

企画提案の際は、本要項のほか、仕様書及び「1970年大阪万博50周年記念事業実行委員会公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得（以下、「見積り心得」という。）」の内容について、十分理解のうえ参加すること。

(1) 1970年大阪万博50周年記念プログラム

■提案事項

- 1970年大阪万博の会場であった万博記念公園は、太陽の塔をはじめ、大阪万博のレガシーを大切に守りつつ、「縁に包まれた文化公園」として整備を進めてきた結果、多くの人が訪れる人気スポットになっている。
- 本プログラムでは、50周年を記念して、改めてこれらをリスペクトし、次の2025年大阪・関西万博につなげていくため、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じたうえで、園内にある屋外会場や屋内施設を活用し、1970年大阪万博とのストーリー性や親和性を踏まえたインパクトのある企画を提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・本事業を委託するのにふさわしい内容となっていること。
- ・提案事業の実施に必要な事項が網羅された事業計画となっていること。また、計画性・実現性の高い内容となっていること。
- ・提案内容については、実行委員会事務局と協議・調整のうえ、決定する。その際、委託料の範囲内において、内容の変更や追加等を求めることがある。
- ・企画にあたっては、専門的なものに特化せず、なるべく多くの人に親しんでもらえるものを提案すること。また、万博記念公園内のEXPO'70パビリオンにおいて、常設展示を既に行っており、現在は特別展も実施（令和2年9月27日まで）していることから、これらと重複しないようにすること。なお、50周年を記念するセレモニー的要素を含めても構わない。
- ・事業は、1日（回）だけでも、数日（回）に渡るものでも構わないが、契約締結後、事務局と協議・調整のうえ、決定するため、提案した日程等が変更されることがある。
- ・万博記念公園の広場や施設等の使用料は原則無料とする。
- ・事業の実施にあたって貸与可能な物品は、別紙1「貸与物品リスト」のとおり。
- ・有料の事業を実施する場合は、会場費（設営・撤去、附帯設備）や制作費の一部（出演料除く）を負担するが、それ以外の経費はチケット収入や協賛金で賄うことを原則とする。なお、チケット販売の不振、事業の中止による返金等のリスクに対して、委託料を充てることは認めない。
- ・「大阪府における感染拡大防止に向けた取組み」等、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じること。また、感染状況や社会情勢に応じて、急遽、委託料の範囲内において更なる拡大防止策等の実施、事業の変更や中止を求めることがある。
- ・新型コロナウイルスへの対応のため、大阪府の要請等によりプログラムが中止となった場合、中止時点までに要した準備費用は、清算の上、委託料の範囲内で、実行委員会が原則負担する。

(2) 広報活動

■提案事項

○万博記念公園の魅力を多くの人に知ってもらえるよう、下記の業務を盛り込んだ広報計画を提案すること。

- ・ポスター・パンフレット等の広報媒体の作成、配達業務
- ・Web サイトを活用した広報業務
- ・パブリシティ調整業務 等

【提案にあたっての留意事項】

- ・企画提案時にキービジュアル等の具体的なデザインの作成、提出は不要である（契約締結後に作成）。
- ・サーバー及びドメインは、万博記念公園のホームページが利用可能である。

(3) 実施体制

■提案事項

○事業の実施にあたって、会場設営及び搬入出計画、警備、救護、新型コロナウイルス感染拡大防止等について、具体的に提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・契約締結後、事務局と新型コロナウイルスの感染拡大防止、警備、園路誘導、規制等について、十分な協議・調整を行うこと。
- ・屋外会場を活用する場合は、雨天時の対応も十分に考慮すること。
- ・「大阪府における感染拡大防止に向けた取組み」等、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じること。また、感染状況や社会情勢に応じて、急遽、委託料の範囲内において更なる拡大防止策等の実施、事業の変更や中止を求めることがある（再掲）。

4 スケジュール

2020年 7月13日（月）	公募開始
2020年 7月20日（月）	説明会開催
2020年 7月27日（月）	質問締め切り
2020年 7月31日（金）	質問事項に対する回答
2020年 8月 6日（木）から12日（水）	提案書類提出受付期間（郵送の場合）
2020年 8月11日（火）及び12日（水）	提案書類提出受付期間（持参の場合）
2020年 8月中旬	選定委員会
2020年 8月下旬	選定結果通知

なお、スケジュールは状況により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

5 公募参加資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共

同企業体」という。)とします。なお、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる設置要件に該当する者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

6 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合(応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。)
- (4) 企画提案金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 別途連絡するプレゼンテーション審査の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「見積り心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

7 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催しますので、応募を検討している者はできる限り出席してください。なお、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、参加者が多い場合は、2回に分けて説明させていただきますので、予めご了承ください。

(1) 開催日時

2020年7月20日（月） 午前10時から午前11時まで（1時間程度）

※参加者が多い場合は、同日の午後1時から午後2時の間で別途追加実施予定

(2) 開催場所

大阪府咲洲庁舎38階 府民文化部会議室

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

(3) 説明会への申込方法等

ア 申込方法

説明会参加申込書（「様式1」）に必要事項を記載して、電子メール（メールアドレス：fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）により申し込みをしてください。

電子メールには、事業者名、担当者氏名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【説明会申込】1970年大阪万博50周年記念プログラムプロポーザル」と明記して、申し込みをしてください。

※口頭、電話、FAXによる申し込みは受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

事務局（大阪府府民文化部府民文化総務課内）

電話番号：06-6210-9303

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

※会場の都合により、1事業者につき2名以内とします（1名でお願いする場合があります）。

イ 受付期限

2020年7月16日（木）15時まで 《必着》

(4) 説明会当日の留意点

- ・募集要項や仕様書等の資料は配付しませんので、事前に入手したものを各自持参してください。
- ・新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、次の点にご協力ください。

- 受付の際、氏名と連絡先をお伺いします。
- マスクの着用及び手指の消毒等、感染予防対策をお願いします。
- 発熱等の症状のある方は、出席を自粛いただきますようお願いします。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問票（「様式2」）に質問内容を記載して、電子メール（メールアドレス：fumiinsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）により提出してください。

電子メールには、事業者名、担当者氏名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【質問】1970年大阪万博50周年記念プログラムプロポーザル」と明記して、申し込みをしてください。

※口頭、電話、FAXでのお問い合わせは受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

事務局（大阪府府民文化部府民文化総務課内）

電話番号：06-6210-9303

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(2) 受付期限

2020年7月27日（月）午後5時まで 《必着》

(3) 回答方法

質問への回答は2020年7月31日（金）までに大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/50th-anniv/50th-anniv.html>）へ掲示します。

※企画提案に影響を及ぼす重要な質問の内容等については、受付期間内に回答を掲載する場合があります。府民文化総務課ホームページを注意してご覧ください。

※個別に質問の対応は行いません。

9 貸与物品の確認

(1) 確認期間・場所

2020年7月20日（月）から2020年8月5日（水）の間の午前10時から午後5時

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所4階

住所：大阪府吹田市千里万博公園1－1

(2) 申込方法

確認申込書（「様式3」）に必要事項を記載して、電子メール（メールアドレス：fumiinsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）により提出してください。

電子メールには事業者名、担当者氏名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【貸与物品確認】1970年大阪万博50周年記念プログラムプロポーザル」と明記して申し込みしてください。

※口頭、電話、FAXでのお問い合わせは受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

事務局（大阪府府民文化部府民文化総務課内）

電話番号：06-6210-9303

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(3) 受付期限

確認を希望する2日前（休日を除く。）の午後5時まで 《必着》

10 提案に係る提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

- 「正本」（応募書類と添付書類） 1部
- 「副本」（応募書類のみ） 8部

【応募書類】

- ア 企画提案応募申込書（「様式4」：正本1部、副本8部）
- イ 提案書表紙（「様式5」：正本1部、「様式6」：副本8部）
- ウ 提案書（「様式7」：正本1部、副本8部）
- エ 応募金額提案書（「様式8」：正本1部、副本8部）
- オ 実績申告書（「様式9」：正本1部、副本8部）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）での応募の場合は、上記ア～オに加え、次の①～④の書類も併せて提出：各1部

- ① 共同企業体届出書（「様式10」）
- ② 共同企業体協定書（「様式11」）
- ③ 委任状（「様式12」）※構成員が支店等の場合
- ④ 使用印鑑届（「様式13」）※代表構成員が代表取締役の場合
使用印鑑届（「様式14」）※代表構成員が受任者の場合
- カ 誓約書（参加資格関係）（「様式15」）
誓約書（暴力団関係）（「様式16」）

【添付書類】

- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- イ ①法人登記簿謄本（1部）
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

工 財務諸表の写し（1部：最近1力年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④上記①から③の適正性を確認するための外部監査報告書又は税務申告書等

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、上記ア～工は、共同企業体すべての構成員について提出してください。

(2) 提出方法

書類は郵送又は受付場所に持参してください（応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします）。

①郵送の場合

ア 送付先

大阪府府民文化部府民文化総務課（1970年大阪万博50周年記念プログラム事務局）

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎38階

イ 受付期間

2020年8月6日（木）から2020年8月12日（水）午後5時までの間に事務局へ必着するよう郵送してください。

※郵送後、必ず郵送した旨、事務局へ連絡をお願いします。

電話：06-6210-9303（直通）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

②持参の場合

ア 受付場所

大阪府府民文化部府民文化総務課（1970年大阪万博50周年記念プログラム事務局）

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎38階

電話：06-6210-9303

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 受付期間

2020年8月11日（火）及び2020年8月12日（水）の午前10時から午後5時まで

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「1970年大阪万博50周年記念プログラム」提案書

株式会社 ○○

エ 「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください

い。（表紙及び背表紙含む）

才 書類提出後の差し替えは認めません（事務局が補正等を求める場合を除く）。

力 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

11 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査項目及び配点に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご留意ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	審査内容	配点
企画調整 及び運営	<ul style="list-style-type: none">・事業趣旨の実現・企画力・総合運営力（運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等）・事業遂行能力（提案内容の実現性）・新型コロナウイルスの感染拡大防止	40点
広報業務	<ul style="list-style-type: none">・効率的かつ効果的な広報計画・パブリシティ活動等による積極的な情報発信	20点
会場設営及び 搬入出計画	<ul style="list-style-type: none">・施設の搬入出、ステージ等設営撤去計画の安全性・合理性・計画遂行能力 等	15点
警備等	<ul style="list-style-type: none">・警備等に係る安全対策、計画遂行能力・警備員の配置、運営計画の合理性・観客の誘導 等	15点
価格点	<p>(価格点の算定式) 満点(10点) × (提案価格のうち最低価格 ÷ 自社の提案価格)</p>	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/50th-anniv/50th-anniv.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
 - ② 全提案者の名称 *申込順
 - ③ 全提案者の評価点 *得点順 内容は①と同じ
 - ④ 最優秀提案者の選定理由 *講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等）
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
 - イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と事務局との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に事務局と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式16）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約交渉の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価

値は小切手金額による。

工 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) 次のいずれかに該当するときは、(7)の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約交渉の相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約交渉の相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

【別紙1】 貸与物品リスト

数字に単位のないものは点数。写真はカット数、映画はタイトル数

大分類	中分類	小分類	主要対象物	種別	数量	備考
映像	公式記録映画	本編	4カ国版・原版・35ミリ・16ミリ・8ミリ	11	36	
		資料編	日本語・原版・35ミリ・16ミリ	42	42	
	万博協会関係映画		EXPO ニュース・PR 映画ほか	44	111	
	先行博覧会の記録映画		ブリュッセル博・モントリオール博ほか	17	26	
	合計			114	215	※1 点は1～12巻のフィルムからなる
写真	公式記録写真		カラーポジフィルム 35mm・60mm・4×5他	23,760		
			モノクロネガフィルム 35mm・60mm・4×5他	97,882		
	万博ホールほか写真アルバム		渡辺プロ・担当部署ほかの写真アルバム	9,976		
	コスモ・ピーアール寄贈写真		35mmモノクロのお祭り広場ナショナルデー等写真	8,005		
	合計			139,623		
音声	録音テープ		式典、お祭り広場催し、記者会見、講習等の録音	約 1,400		
	合計			1,400		
資料	参加各国寄贈品		チェコスロバキア館「ガラスの河」、インドネシア館「クジャクのはぐ製」、各館展示パネル類ほか	57	177	
	テーマ館展示品 (レプリカを含む)		マスク、黄金の顔、クロマニヨン人、トラコドン、マストドンザウルス他(以上岡本太郎)、未来都市模型、鳥獣戯画銅板(お祭り広場)など	38	49	
	日本館展示品		タペストリー河野鷹思「かなしみの塔・よろこびの塔」、リニアモーターカー模型、埴輪・仏像レプリカ、自動文楽人形、生活用品ほか	50	86	

会場・パビリオン模型	会場、日本政府館、三菱未来館等及びペーパークラフト模型等	144	144	
旧万博記念館パネル	初期の宣伝ポスター、クラシック・ポピュラー・コンサートのポスター等の展示パネル	110	183	
万国博ホール備品	堂本印象「手をつなぐ」(緞帳原画)・貴賓室家具(3)・譜面台(5)	3	9	
エキスポタワー構造材	構造材(2)・ジョイント・カプセル(一部)・航空灯	5	5	
その他の寄贈品	福王寺法林「万博夜景」	1	1	
国旗・制服・計算機・音響機器等	旗(142種 1824点)制服(66種 437点) 機器(43種 118点)	251	2379	
各種資料	各種図面、パンフレット、書籍等	43,706	46,437	
合計		44,365	49,470	
総合計		185,502	190,708	

※EXPO'70パビリオン等で展示中の作品や運搬が困難な物品もある為、貸与を希望する場合は必ず現物を確認の上、事務局と協議すること